

様式 1

事業報告書
(自 令和5年5月1日 至 令和6年4月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団 誰故会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
 ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 広島市安芸区船越三丁目10番6号
- (3) 設立認可年月日 平成 6年 5月27日
- (4) 設立登記年月日 平成 6年 6月 6日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する診療所の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	いいだ眼科	3410117430	広島市安芸区船越三丁目10番6号	0床

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務) 無し
- (3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務) 無し
- (4) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項
- 令和 5年 6月24日 令和4年度決算承認
- 令和 6年 4月30日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人社団 誰故会
所在地 広島市安芸区船越三丁目 1 0 番 6 号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

財 産 目 録 ✓
(令和 6 年 4 月 3 0 日現在) .

1. 資 産 額	73,340 千円
2. 負 債 額	7,261 千円
3. 純 資 産 額	66,079 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	45,321
B 固 定 資 産	28,019
C 資 産 合 計 (A + B)	73,340
D 負 債 合 計	7,261
E 純 資 産 (C - D)	66,079

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(□ 法人所有 ■ 賃借・ □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(□ 法人所有 ■ 賃借・ □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人社団 誰故会
所在地 広島市安芸区船越三丁目 1 0 番 6 号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

貸 借 対 照 表
(令和 6 年 4 月 3 0 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	・ 45,321	I 流 動 負 債	7,261
II 固 定 資 産	・ 28,019		
1 有 形 固 定 資 産	2,505		
2 無 形 固 定 資 産	1,014	負 債 合 計	・ 7,261
3 そ の 他 の 資 産	24,500	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 出 資 金	17,100
		II 積 立 金	48,979
		純 資 産 合 計	・ 66,079
資 産 合 計	・ 73,340	負債・純資産合計	- 73,340

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4－2

法人名 医療法人社団 誰故会
所在地 広島市安芸区船越三丁目10番6号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和5年5月1日 至 令和6年4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	46,576
2 事業費用	48,177
本来業務事業損失	1,601
事業損失	1,601
II 事業外収益	25,386
経常利益	23,785
税引前当期純利益	23,785
法人税等	183
当期純利益	23,602

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

※医療法人整理番号

法人名 医療法人社団 誰故会
所在地 広島市安芸区船越三丁目10番6号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員が代表者である 法人			56,832	不動産賃貸管理業	不動産の賃借	賃借料の支払 (注) 2	10,586	前払費用	-

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. が代表取締役である法人。
(注) 2. 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

(2) 個人である関係事業者

該当なし

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 誰故会
理事長 飯田 貴士 殿

私は、医療法人社団誰故会の令和5会計年度（令和5年5月1日から令和6年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和6年6月22日

医療法人社団誰故会

監事